

名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱細則

(趣旨)

第1条 この要綱細則は、名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱(昭和46年8月1日制定。以下「要綱」という。)を適正に施行するための事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 要綱第4条第1項のマスタープラン(以下「マスタープラン」という。)の書式は、様式第1号による。

2 要綱第4条第2項の説明結果報告の書式は、様式第2号による。

(マスタープランの諮問)

第3条 市長は、マスタープランが提出されたときは、名張市開発行為等調整委員会に当該住宅地造成事業等が名張市の土地利用計画等に整合しているかどうかについて諮問するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、開発面積が3,000平方メートル未満の開発行為は、次に掲げる場合を除き、諮問しない。

(1) 廃棄物処理施設

(2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第3条に規定する農用地等に建築物を建築する場合

(3) 準工業地域に建築することができない工場を用途地域の指定のない区域内に建築する場合

(4) 名張市土地利用マスタープランの環境保全区域内に建築物を建築する場合

(5) その他市長が特に認めた場合

3 市長は、第1項の諮問の結果、当該住宅地造成事業等が名張市の土地利用計画等に整合していないと認めた場合は、事業者に対し適切な指導を行うものとする。

(設計協議)

第4条 建築開発室長は、第2条の事前協議が終了したときは、関係部の主管室長にマスタープランを送付し、部内の関係室(以下「関係室」という。)の協議(指示)事項を聴取するものとする。

2 関係部の主管室長は、前項の規定により聴取した協議(指示)事項を取りまとめ、様式第3号により建築開発室長に回答するものとする。

3 建築開発室長は、前項の規定により回答があった協議(指示)事項を取りまとめ、当該マスタープランを提出した事業者へ通知するものとする。

4 前項の通知を受けた事業者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第32条の規定による公共施設の管理者の同意等を要する事項その他必要な事項について、様式第4号により関係室と協議を行うものとする。

5 関係室は、前項の協議において必要があるときは、事業者に対し詳細な図書の提出を求められることができる。

6 関係室長は、協議が整ったときは、様式第4号下欄にその旨を記入し、事業者に返付するものとする。

7 事業者は、すべての関係室との協議が整ったときは、それらを取りまとめ建築開発室長に提出するものとする。

(雨水排水等の放流先の水路管理者との協議)

第5条 要綱第14条第2項の協議結果報告の書式は、様式第5号による。

(協定書)

第6条 要綱第21条の規定により締結する協定書には、第4条の協議事項の一覧表を添付するものとする。

(届出の書類)

第7条 事業者が行う当該住宅地造成事業等に係る届出は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる様式によるものとする。

計画の変更	様式第6号
事業の廃止	様式第7号
事業の着手	様式第8号
事業の完了	様式第9号
事業の中止	様式第10号
事業の再開	様式第11号

附 則

(施行期日)

1 この要綱細則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱細則の施行の際、現に改正前の要綱の規定により協議中のものについては、その状況に応じ、必要な指示を行うものとする。